慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	斯道文庫所蔵明刻本『史記題評』書入れ『史記正義』佚文の研究(中)
Sub Title	A Study of the Lost Notes of the ShǐJì Zhèng Yì, Written in the Margin of the Ming Dynasty Printed Edition of the ShǐJì TÍpÍng in the Shido Bunko Institute (2)
Author	須山, 哲治(Suyama, Tetsuji)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2004
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.39 (2004.) ,p.331- 361
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20040000-0331

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

斯道文庫所蔵明刻本『史記題評』書入れ『史記正義』佚文の研究（中）

須山哲治

一、はじめに

前回に引き続き、『史記題評』（以下「金本」と称す）欄外書入れのうち、『史記正義』佚文に該当する部分を翻刻する。

本稿では、巻九十一「黥布列伝」から巻百十五「朝鮮列伝」までを収録の対象とする。[1] 巻百十六以下については、稿を改めて掲載するつもりである。

二、斯道文庫蔵『史記題評』本書入れ『史記正義』佚文翻刻

凡例

一、翻刻に当たっては、まず『史記』正文の該当箇所を「　」で記し、続いてその箇所が『史記会注考証』[2]（以下「滝（川）本」と略称）のどの部分に当たるかを、頁数、行数の順で示した。なお、この書式は、水沢利忠『史記会注考証校補』[3]（以下「水沢本」と略称）のものを全面的に参考にしている。

一、金本『正義』佚文は○印の後に記した。また、水沢本所収

の佚文と些かでも異同がある場合は、煩を厭わず、●印の後に水沢本の佚文を収録し、比較検討の便を図った。

一、水沢本では、水沢博士自身の校勘記は割注の形で記載されているが、本稿では、（　）の中に収めた。なお、比較の便を図るため、校勘記の部分に該当する字数分の空格を、金本『正義』佚文に挿入してある。

一、金本『正義』佚文のうち、判読不能なものは、■で示した。

一、金本『正義』佚文、水沢本佚文共に、欠落部分がある場合は、その部分を—で示した。

一、その他の記号・略号・略称に関しては、原則として水沢本の凡例に従ったので、そちらを参照していただきたい。ただし、その中でも特に重要と思われる版本に関する略称についてのみ、理解の便宜を図るため煩を厭わずにここで示しておきたい。

※テキスト・版本名略号一覧

●瀧（本）　滝川亀太郎『史記会注考証』。なお、「滝（川）本」と称することもある。

●金（本）　南禅寺金地院旧蔵斯道文庫蔵『史記題評』本

●南化（本）　釈月桂寿桂（幻雲）・釈南化玄興・直江兼続・上杉隆憲旧蔵現国立歴史民俗博物館蔵南宋慶元黄善夫刊本『史記』の書き入れ部分

●梅（本）　釈梅仙手沢建仁寺両足印本『史記』

●幻（本）　『幻雲史記抄』

●狩（本）　狩野亨吉旧蔵東北大学図書館蔵慶長八行有界古活字本『史記』

●野（本）　狩野亨吉旧蔵東北大学図書館蔵九行無界古活字本『史記』

●高（本）　高木家旧蔵天理大学図書館蔵八行無界古活字本『史記』

●謙（本）　伊佐早謙旧蔵慶應大学図書館蔵元版彭翁印本『史記』

●梜（本）　狩谷梜斉旧蔵宮内庁書陵部蔵本『史記』

●水沢本　水沢利忠『史記会注考証校補』

●小沢本　小沢賢二「史記正義佚存訂補」[4]

一、『史記正義』佚文校訂上、特に重要と思われる部分については、※印の後に筆者の校勘記を記した。

巻九十一　黥布列伝第三十一

［姓英氏］　滝二、一

○孔文祥云爲封皐陶後於英布其苗裔也漢故事云布姓黥欲以厭當之也【南化】【幻】【狩】【梅】【瀧】

［破之清波引兵而東］　滝三、三

○清作青地名【南化】【幻】【梅】【瀧】

［又使布等先從間道破關下軍］　滝四、七

○謂間隙之道

●－間隙之道【南化】【幻】【梭】【謙】【梅】【狩】【瀧】

［此臣之所以爲使］　滝六、八

○以楚强漢弱爲此事臣之所以使九江也【南化】【幻】【梅】【瀧】

巻九十二　淮陰侯列伝第三十二

［常數從其下鄉南昌亭長寄食］　滝二、四

○行賣曰商坐賣曰賈也寄飲食

謂託－　　食於人猶乞食也

●行賣曰商坐賣曰賈也案食飲（南化幻梅狩本上三字作寄飲食）謂託飲（南化梅狩本無飲字）食於人猶乞食也【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

※金本では「行賣曰商坐賣曰賈也」と「謂託食於人猶乞食也」との間で行が改められている。南化本も同じ。本来別の語句に対する二つの注であったものが、滝川本によって一つの注にまとめられたと考えられる。

［不能死出我袴下］　滝三、三

○衆辱謂於衆中辱之【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［將秦子弟數歲矣］　滝八、五

○三秦王　　章邯司馬欣董翳

●三秦－（南化梅本有王字）章邯司馬欣董翳【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［秋毫無所害］　滝八、八

○秋毫　　喻微細之物也

●秋豪（南化梅野本豪字作毫）喻微細之物也【南化】【幻】【梅】【瀧】

［部署諸將所擊］　滝九、五

○部署謂部分而署置之也【南化】【幻】【梅】【狩】【野】

【瀧】

巻九十三　韓信盧綰列伝第三十三

［及其鋒東郷］　滝三、三

○其氣鋒鋭欲東也按及事卒鋒鋭之時可東向爭天下【南化】【梅】

［明年春］　滝四、五

○徐廣曰即――　五年之二月也漢書韓信傳云六年春史記高――　紀竝云六年徙信都晉陽未審徐何據而言――　也

●徐廣曰即高帝（南化幻梅本無高帝二字）五年之二月也漢書韓信傳云六年春史記高祖（南化幻梅本無祖字）紀竝云六年徙信都晉陽未審徐何據而言之（南化幻梅本無之字）也

【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

巻九十四　田儋列伝第三十四

［狄人也］　滝二、二

○和帝改千乘爲樂安郡【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［欲謁殺奴］　滝二、六

○詳爲羊僞二音【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［趙亦不殺田角田閒以市於齊］　滝四、三

○――如市佑交　易

●市如市沽貿（南化幻梅本上二字作俗交）易【南化】【幻】【梅】【瀧】

［何故不殺］　滝四、七

○蝮蛇之喻言蝮蛇■人則雖手斬之爲去其害也今田氏等■楚趙其害甚■斬手足何不殺之乎

●蝮蛇之喻言蝮蛇螫人則雖手斬之爲去其害也今田氏等於楚趙其害甚於斬手足何不殺之乎【南化】【幻】【梅】【瀧】

※水沢氏はこの注文に対して「按各本校記不冠正義曰三字疑非正義注文」と述べているが、金本にも「正義曰」の三字はない。水沢氏の考証を是とすべきであろう。

［横始與漢王俱南面稱孤］　滝一〇、五

○老子云貴以賤爲本侯王自――　謂孤寡不穀謙■也

●老子云貴以賤爲本侯王自稱（南化幻梅本無稱字）謂孤寡

不穀謙稱也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

巻九十五　樊酈滕灌列伝第三十五

［獨騎一馬與樊噲等四人步從］　滝六、七

○車騎沛公所乘之車及從者之騎【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［續酈氏後］　滝一八、一〇

○謬　　地未詳

●繆（梅本誤謬）地未詳【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［風齊王以誅呂氏事］　滝三三、二

○風方鳳反【南化】

巻九十六　張丞相列伝第三十六

［昌嘗燕時入奏事］　滝五、一一

○燕者安閑　　之名

●燕者安閒（南化梅本閒字作閑）之名（南化本名字作君）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［無以易堯］　滝七、一〇

○易改也無以改易於堯也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［乃抵堯罪］　滝八、九

○晝音獲謂計策【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［更元年］　滝一一、一〇

○草創始也以秦水德漢土勝之【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［大爲姦利］　滝一二、三

○言蒼保舉人任一　　爲中候官

●言蒼保舉人任而（南化幻梅本無而字）爲中候官【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［子類代爲侯］　滝一二、六

○類五怪反【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［吾私之］　滝一四、七

○吾私之愛幸之君勿言【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［南出者太上皇廟堧垣］　滝一五、八

○壖■■院外■■餘垣壖外院之牆壖如繼反又而緣反

●壖廟内院外餘地餘垣壖外院之牆壖如繼反又而緣反【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［孝武時］　滝一八、四

○孝武時已下皆褚先生所記【南化】【幻】【梅】【狩】

［長陵人也］　滝一八、五

○漢書云車千秋姓　田氏其先齊諸田

徙長陵千秋爲寢郎會衞　太子事上急變

征　太子寃爲鴻臚數年代劉屈氂爲丞相封富

民侯年老上優之朝見乘牛車入宮中號車丞相

●漢書云車千秋始（南化幻梅本始字作姓）田氏其先齊諸田

徙長陵千秋爲寢郎會―（南化幻梅本有衞字）太子事上急變

訟（梅本訟字作征）太子寃爲鴻臚數年代劉屈氂爲丞相封富

民侯年老上優之朝見乘牛車入宮中號車丞相【南化】【幻】

【梅】【狩】【瀧】

［而立玄成］　滝一九、五

○弘坐宗廟事繫獄未決【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［濟陰人也］　滝一九、一〇

○相字弱翁濟陰定陶人徙■陵

●相字弱翁濟陰定陶人徙平陵【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［丞相奏以免罪］　滝二〇、二

○奏京兆尹之■免也

●奏京兆尹之罪免也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［魯國人也］　滝二一、七

○字少卿【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［封爲列侯］　滝二一、八

○以孩童―　侍養宣帝及桓

詔使活宣帝之故後封爲博陽侯邑千三百戶

●以孩童時（南化幻梅本無時字）侍養宣帝及拒（梅本拒

字誤桓）詔使活宣帝之故後封爲博陽侯邑千三百戶【南化】

【幻】【梅】【狩】【瀧】

［後世稱之］　滝二一、一〇

○漢書吉道上見殺人不問見中　喘吐舌使吏

問之或讓　吉吉田民鬬

相相　傷殺長安令京兆尹職歲竟丞

相課其殿最賞罰宰相不視　小事非―

當於到路　問也方

春少陽用事未可以熱故　牛近

行用　暑故喘此氣失節

恐有所傷害也三公典陰陽職所當

憂是以問之以吉知大體故世稱之

●漢書吉道上見殺人不問見牛（梅本牛字誤中）喘吐舌使吏問之或讓（南化幻本讓字作議）吉吉曰民間（南化幻梅本間字作鬬）相―（梅本誤重相字）傷殺長安令京兆尹職歳竟丞相課其殿最賞罰宰相不親（南化幻梅本親字作視）小事非所（南化幻梅本無所字）當於到―（南化梅本有路字）問也方春少陽用事未可以熱恐（南化幻梅本恐字作故）牛近（梅本金字作道）行以（南化幻梅本以字作用）暑故喘此時節失氣（南化幻梅本上三字作氣失節）恐有所傷害也三公典陰陽職所當憂是以問之以吉知大體故世稱之【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

※水沢氏はこの注に対し、「按南化幻梅狩各本校記不冠正義曰三字疑非正義注文」と述べているが、金本の注文末尾には「正義」の二文字がある。南化本も同じ。

［以丞相病死］　滝二二、二

○謚曰定侯【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［免爲庶人］　滝二二、四

○漢書曰上曰故丞相吉有舊恩朕不忍絶―關内侯成帝鴻嘉元年以吉舊恩封吉孫中郎將關内侯昌爲博陽侯奉吉後　國絶三十三　昌傳子孫王莽時乃絶

●漢書曰上曰故丞相吉有舊恩朕不忍絶免（南化幻梅本無免字）顯官奪邑四百戶後復以爲（南化幻梅本無爲字）城（南化梅本城字作成）門校尉―（南化幻梅本有卒字）子昌嗣爵關内侯成帝鴻嘉元年以吉舊恩封吉孫中郎將關内侯昌爲博陽侯―――（南化幻梅本有奉吉後三字）國絶三十二（南化幻梅本二作三）歳―――（南化幻梅本有復續云三字）昌傳子孫王莽時乃絶【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［淮陽人也］　滝二二、九

○霸字次公淮陽陽夏人以豪傑役使徒雲陽

●霸字次公淮陽陽夏人以豪傑役使徒雲陵（南化幻梅本陵字作陽）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［而至丞相］　滝二三、三

○代丙吉爲丞相封建成侯食邑六百戶【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［子嗣］　滝二三、四

顯官奪邑四百戶後復以爲　成
門校尉卒　子昌嗣爵

○子賞嗣【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

[黄丞相卒] 滝二三、四

○諡曰定侯【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[以御史大夫于定國代] 滝二三、五

○—　　定國字曼倩東海郯人也爲縣獄
　　吏及廷尉史歷位超爲廷尉乃迎師學春秋
北面備弟子禮爲廷尉民自以不寃定國飲酒至數石不亂甘露中
代黄霸爲丞相封西平侯九年薨諡安平
侯子永嗣始定國父爲縣吏郡決曹獄平閭門壞父老方
　　共治之于公謂曰少高　　大
閭門令容駟馬高蓋車我治獄多陰德未曾
　　有所寃子孫必有興者至定國爲丞相封侯傳世也

●于（南化幻梅本無于字）定國字曼倩東海郯人也爲縣獄
（南化本獄字作令）吏及廷尉史歷位超爲廷尉乃迎師學春秋
北面備弟子禮爲廷尉民自以不寃定國飲酒至數石不亂甘露中
代黄霸爲丞相封西平侯九年薨諡安—（南化幻梅本有平字）
侯子永嗣始定國父爲縣吏郡決曹獄平閭門壞父老—（南化幻
梅本有方字）共治之于公謂曰少—（南化幻梅本有高字）大
閭門令容駟馬高蓋車我治獄多陰德未嘗（南化幻梅本嘗字作
曾）有所寃子孫必有興者至定國爲丞相封侯傳世也【南化】
【幻】【梅】【狩】【瀧】

[卽前韋丞相子也] 滝二三、九

○玄成字少翁■■任爲郎歷位至御史大夫■光中代于定國爲
丞相封故國扶陽爲相七年守正持重■■父賢文彩過之薨諡曰
恭侯初賢徙■陵玄成徙杜—　　父子明■
爲相故鄒魯閒云遺子黄金滿■不如■經

●玄成字少翁以父任爲郎歷位至御史大夫永光中代于定國爲
丞相封故國扶陽爲相七年守正持重不及父賢文彩過之薨諡曰
恭侯初賢徙平陵玄成徙杜陵（南化幻梅本無陵字）父子明經
爲相故鄒魯閒云遺子黄金滿贏不如一經（南化本無上十一字）
【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[乃中丙科] 滝二五、一

○衡射策甲科■■■爲太常掌■■林傳云歲課
　　甲科爲郎中乙科爲太子舍人景　　科補
文學掌故也

●衡射策甲科不應令爲太常掌故儒林傳云歲課（南化幻本無
課字）甲科爲郎中乙科爲太子舍人景（幻本景字作丙）科補
文學掌故也【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［封樂安侯］　滝二五、七

○曆位御史大夫建昭安侯食邑三百戶

代韋玄成爲丞相封安樂

侯食邑六百戶爲相七年以侵封國界免爲庶人終于家

●歷位御史大夫建昭中－－－－－－（南化幻梅本無中字而有安侯食邑三百戶七字）代韋玄成爲丞相封樂安（南化幻梅本樂安互倒）侯食邑六百戶爲相七年以侵封國界免爲庶人終于家【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［數年不得］　滝二六、五

○鄭弘■稚　　卿■■■■爲御史大■■■

坐與京房■■■也

●鄭弘字神（南化幻梅本神字作稚）卿代韋玄成爲御史大夫六歲子（南化幻梅本子字作而）坐與京房論議免也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

卷九十七　酈生陸賈列伝第三十七

［無以爲衣食業］　滝一、六

○落謂零落也　　魄－

漂薄也言食其家貧零－漂薄也無■■■衣食■■■

●落謂零落－（南化幻梅本有也字）魄謂（南化幻梅本無謂字）漂薄也言食其家貧零落漂薄也無可以爲衣食業產也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［使人召酈生］　滝四、二

○－－謂　　傳置之舍

●傳舍－（南化幻梅本有謂字）傳置之舍【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［此所謂探虎口者也］　滝五、三

○■　　■合聚■蓋屋無僇

力■■■

●言（南化幻梅本言字作如）瓦合聚而蓋屋無協（南化幻梅本協字作僇）力之心也【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［工女下機］　滝七、三

○耒手耕曲木【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［杜大行之道］　滝七、七

○■行山名在■■河內縣

●大行山名在懷州河內縣【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[汝能止漢軍我活汝我將亨汝] 滝一一一、七

○言與韓信通【南化】

[因王之] 滝一二一、八

○尉他音徒何反趙他眞定人爲龍川令南海尉任囂死使佗盡行南海尉事故曰尉他後自立爲南越王

●—他音徒何反趙他眞定人爲龍川令南海尉任囂死使他盡行南海尉事故曰尉他後自立爲南越王【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[屈彊於此] 滝一四、一一

○■强—　不■服也

●屈强謂（南化幻梅本無謂字）不柔服也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[未始有也] 滝一四、一〇

○剖泮　有開闢也

●剖判（南化幻梅本判字做泮）有開闢也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[一歲中往來過他] 滝一八、四

○言餘處作賓客一年之中不過三兩■到莫數見不鮮潔及久厭我也

●言餘處作賓客一年之中不過三兩過到莫數見不鮮潔及久厭我也【南化】【梅】

[常燕居深念] 滝一九、一

○■家不安故故靜居深思其計策

●國家不安故—靜居深思其計策【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[食三萬戶侯] 滝一九、五

○陳平世家云　食曲逆五千戶後攻陳豨黥布凡出六　奇計益邑蓋三萬戶也

●陳平世家—（南化幻梅本有云字）食曲逆五千戶後攻陳豨黥布凡六出（南化幻梅本出字移在凡下）奇計益邑蓋三萬戶也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[易吾言] 滝二〇、一

○言絳　侯與生常戲狎輕易其言也

●—絳（南化幻梅本絳上有言字）侯與生常戲狎輕易其言也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

[名聲藉甚] 滝二〇、六

○孟康云—　言狼藉甚盛也按藉言公卿

假藉陸生名聲甚敬　重也

●孟康云猶（南化幻梅本無猶字）言狼藉甚盛也按藉言公卿假藉陸生名聲甚敬（野本敬字作驚）重也【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

［平原君義不知君以其母故］　滝二二、四

○按上文以辟陽侯兪不正又不知平原君而陸賈誤以母在故令二君之交歡

●按上文以辟陽侯行不正又不知平原君而陸賈誤以母在故令二君之交歡【南化】【梅】

［迺求見孝惠幸臣閎藉孺］　滝二三、一

○按藉字後人妄加■

●按藉字後人妄加也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

巻九十八　傅靳蒯成列伝第三十八

［賜爵卿］　滝二、六

○賈音奔【南化】【梅】【狩】【瀧】

［賜爵通德侯］　滝二、一〇

○通德侯未詳【南化】【梅】【狩】【瀧】

［益食邑］　滝三、二

○敖倉山之下也【南化】【梅】【狩】【瀧】

［捕虜七十三人］　滝四、八

○擊秦軍於南亳故　城

之南開封縣之東北也

●擊秦軍於南亳―（南化梅狩本有故字）縣（南化梅狩本縣字作城）之南開封縣之東北也【南化】【梅】【狩】【瀧】

※水沢氏によれば、滝川本のみが「縣之南」に作り、他の諸本はいずれも「故城之南」に作る。金本も同じ。滝川氏の誤りと考えられる。

［破之］　滝五、八

○按言別之河内疑漢書誤也【南化】【梅】【狩】【瀧】

［殺人不死］　滝八、一〇

○楚漢春秋云上令殺人不死入廷不趨也【南化】【梅】【狩】【瀧】

［諡爲貞侯］　滝九、二

○諡爲寧尊侯尊本或作卓漢書作卓侯

●諡爲―尊侯―一―作卓―――――

［封緤子居代侯］　滝九、四

○案表云　　應爲　　鄲侯

一歲卒侯居代而文不說者以　　年少－－－

●案表－（南化梅狩本有云字）應－（南化梅本有爲字）鄲侯

一歲卒侯居代而文不說者－（南化梅本有以字）年少鄲音多

【南化】【梅】【狩】【瀧】

［皆高爵］　滝九、七

○言名■而戶數多－　　爲高爵也

●言名卑而戶數多者（南化梅狩本無者字）爲高爵也【南化】

【梅】【狩】【瀧】

卷九十九　劉敬叔孫通列伝第三十九

［齊人也］　滝二、二

○本姓婁－－－－－　　高祖曰婁者劉

也賜姓劉氏

●本姓婁漢書作婁敬（南化幻梅本無上五字）高祖曰婁者劉

也賜姓劉氏【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［虞將軍欲與之鮮衣］　滝二、六

○鮮衣鮮潔美服【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［國人爭隨之］　滝三、二

○杖音■尚反箠音竹委反杖持也顏師古曰箠馬策也謂■■也

云杖馬箠者■其無所携持也

●杖音直尚反箠音竹委反杖持也顏師古曰箠馬策也謂柱之也

云杖馬垂者以其無所携持也（狩瀧本無顏师古曰以下二十五

字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［令後世驕奢以虐民也］　滝四、四

○言帝王阻險之地令後世驕奢之主役民則虐苦也【南化】

【幻】【梅】【狩】【瀧】

［附離而竝事天子］　滝四、五

○有德則離散之民歸附之【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［數苦北邊］　滝八、三

○謂能引弓者三十萬人也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［使劉敬往結和親約］　滝九、七

○顏■■曰於外庶人之家取女而名之爲公主

●顏師古曰於外庶人之家取女而名之爲公主【南化】【幻】

【梅】【狩】【瀧】

［可以至秦中］　滝一〇、一

○白羊樓煩　　兩胡國名在朔方之南靈夏勝等三

州之地秦――――――

●畏禮法不敢平（梅本平作而）面視也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［賜金五百斤］　滝十八、二

○百官公卿表云叔孫通高祖七年爲奉常至景帝中六年――

復爲太常　　按云

太常以修史時言也

●百官公卿表云叔孫通高祖七年爲奉常至景帝中六年始改奉常爲太常（南化幻梅狩本無上五字而有復爲太常四字）按云

太常以修史時言也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［上迺遂無易太子志矣］　滝一九、六

○招客謂四皓也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［孝惠帝爲東朝長樂宮］　滝二〇、二

○孟康云朝太后於長樂宮【南化】【梅】

［數蹕煩人］　滝二〇、二

○樗里子傳云漢興長樂宮在其東未央宮在其西武庫正直其北

案―　　在故水　　長安城

中

●樗里子傳云漢興長樂宮在其東未央宮在其西武庫正直其北

案共（南化幻梅本無共字）在故水（狩瀧本無水字）長安城中【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［柰何令後世子孫乘宗廟道上行哉］　滝二〇、六

○服虔云將　　高廟中衣月旦以游於―

廟已而復之也應劭云月旦出高帝衣冠備法駕名曰游衣冠如淳云高祖之衣冠藏在宮中之寢三月出游其道正

值今之所―復　　道下故―乘

宗廟道上行也晉灼云黃圖高廟在長安城門街東寢在桂宮北服言衣藏於廟中如言宮中衣冠游於高廟每月一爲之漢制則然■之學者不曉其意謂以月出之時而

夜游衣冠失之遠矣

●服虔云持（南化梅本持作將）高廟中衣月旦以游於衆（南化梅本無衆字）廟已而復之也應劭云月旦出高帝衣冠備法駕名曰游衣冠如淳云高祖之衣冠藏在宮中之寢三月出游其道正

值今之所作複（南化梅本複作復）道下故言乘（南化梅本無乘字）宗廟道上行也晉灼云黃圖高廟在長安城門街東寢在桂宮北服言衣藏於廟中如言宮中衣冠游於高廟每月一爲之漢制則然後之學者不曉其意謂以月出之時―（南化梅本有而字）

夜游衣冠失之遠矣【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

※水沢氏は「古本標記不冠正義曰三字疑非正義注文」と述

べている。金本の注文にも「正義曰」の三字は見られない。

［願陛下爲原廟渭北衣］　滝二一、三

○如則以渭北屬上爲原廟於渭北也

●—則以謂北屬上爲原廟於渭北也【南化】【梅】

［大孝之本也］　滝二二、四

○—　　括地志云高廟在長安縣西北十三里渭南長安故城在中長陵在渭北咸陽縣東三十里按更■■北作　　原廟則衣冠每月出遊高廟不渡渭南明顔説是也

●按（南化梅狩本無按字）括地志云高廟在長安縣西北十三里渭南長安故城在中長陵在渭北咸陽縣東三十里按更於渭北爲（南化幻梅本爲作作）原廟則衣冠每月出遊高廟不渡渭南明顔説是也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［可獻］　滝二二、八

○禮記——　　云仲夏之月■含桃先薦

■廟鄭玄云含桃今謂之■桃

●禮記月令（梅狩瀧本無月令二字）云仲夏之月以含桃先薦寢廟鄭玄云含桃今謂之櫻桃【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［道固委蛇］　滝二二、七

○委紆危反■■移逶迤言屈■■■

●委紆危反蛇音移逶迤言屈曲順從【南化】【梅】

巻百　季布欒布列伝第四十

［有名於楚］　滝二、一

○俠傳正義曰傳佚世【南化】

※滝川・水沢両氏未発見の佚文。南化本にもあり。

［迹且至臣家］　滝二、五

○謂尋其蹤跡也【南化】【梅】

［置廣柳車中］　滝二、七

○褐衣麁布衣　　也劉熙注孟子云織毛　　爲之如今馬衣也———鄭氏云作大柳木　　車也若用禮喪車也晉灼曰周禮翣柳柳聚也衆飾之所聚也此爲載以喪車欲人不知—鄧展云皆棺飾也顔師古—　　同也

●褐衣麁布衣（瀧川本無衣字）也劉熙注孟子云織（南化梅本織作纖）毛（狩瀧本無毛字）爲之如今馬衣也廣柳車鄭氏曰作大柳衣（幻梅狩本衣作木）車也若周禮喪車也晉灼曰周

禮翣柳柳聚也衆飾之所聚也此爲載以喪車欲人不知也鄧展曰皆棺飾也顔師古曰（梅本無曰字）同也（南化本無上四十字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

※金本では、「褐衣麁布衣也劉熙注孟子云織毛爲之如今馬衣也」と「鄭氏云作大柳木車也若用禮喪車也晉灼曰周禮翣柳柳聚也衆飾之所聚也此爲載以喪車欲人不知鄧展云皆棺飾也顔師古同也」との順序が逆で、「鄭氏云～」の方が前に置かれている。更に、両佚文は間に改行を挟んでおり、しかも別の注釈が挿入されているので、この二つの正義佚文は本来別のものであった可能性が想定される。

［項氏臣可盡誅邪］　滝三、八

○布爲羽將而迫窘高祖是布之職耳也

●布爲羽將而迫窘高祖是布之職耳－【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［見罷］　滝五、五

○即　　謂諸郡國　　朝宿之舍在京師　　也

●即（南化幻梅本無即字）謂諸郡國（瀧川本無國字）朝宿之舍在京都（南化幻梅狩本都作師）也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［弟畜灌夫籍福之屬］　滝七、九

○以兄禮事袁盎也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［少年多時時竊籍其名以行］　滝七、一〇

○籍如字言少年多暇　　籍季心賓客從黨之名以行也

●籍如字言少年多假（南化梅本假作暇）籍季心賓客從黨之名以行也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［漢王遂解去］　滝八、五

○兩賢高祖及固也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［爲酒人保］　滝九、二

○■可保信而■■　　也方言云保傭賤稱也

●言可保信而傭役（南化幻梅本役作賃）也方言曰保傭賤稱也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［爲其家主報仇］　滝九、四

○服虔云爲買者報仇也按臧荼賢其爲主執仇故舉爲都尉

●服虔曰爲買者報仇也按臧荼賢其爲主執仇故舉爲都尉【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［身屨典軍搴旗者數矣］　滝一一、八
○搴拔也按　　數屨軍拔取旗也本或改屨爲婁外典字皆非也
●搴拔也按（幻本無按字）數屨軍拔取旗也本或改屨爲婁外曲字皆非也（瀧川本無上二十字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［非能勇也］　滝一二、四
○慨歎也或作概謂節概【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

卷百一　袁盎鼂錯列伝第四十一

［盎兄噲任盎爲中郎］　滝二、三
○百官公卿表云中郎秩比六百石郎－　　比三百石按郎　　保其中郎是也
●百官公卿表云中郎秩比六百石郎中（幻梅本無上五字）比三百石按任（南化幻梅本任作郎）保其中郎是也（狩瀧本無是字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［主亡與亡］　滝二、八
○主人　　在時與共治在時事人主雖亡其法度　　存當奉行之高帝誓非劉氏不王而勃等聽王諸呂是從生主之欲不與亡者也
●人主（南化幻梅狩本人主互倒）在時與共治在時事人主雖亡其法度（狩瀧本無度字）存當奉行之高帝誓非劉氏不王而勃等聽王諸呂是從生主之欲不與亡者也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［聞上輟食哭甚哀］　滝四、七
○聞聞於天子【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［盎入頓首請罪］　滝四、七
○－－－－自　　責　　以不强諫也
●頓首請罪自（南化本自作對）責（幻本責做贊）以（南化梅本無以字）不强諫也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［坐不垂堂］　滝七、一
○乘堂簷下也恐尾落■人言富人子自愛惜也
●乘堂簷下也恐尾落中人言富人子自愛惜也【南化】【梅】
［馳下峻山］　滝七、五
○按騑－　　音芳菲反騑驂馬也騑騑行不正貌

●——鯡（南化幻梅本無鯡字而有按騑二字）音芳菲反騑驂馬也騑騑行不正貌（瀧本無上六字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［毋苛］　滝八、九

○———言無　　苛細勾當也外本多作何漢書亦作何　　言無何猶何說王也

●苛音何言無（狩瀧本無無字）苛細勾當也外本多作何——

———（南化本有漢書亦作何五字）言無何猶何說王也（狩瀧本無上十三字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［遷爲隊率］　滝九、九

○所類反如淳曰隊帥軍中小官【南化】【梅】

［乃不知將軍幸教］　滝一〇、五

○鄙野謂邊邑野外之人也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［宜知計謀］　滝一一、一

○按百官表御史大夫有　　兩丞及御史員十五人而　　丞無史蓋史是御史如誤—

●按百官表御史大夫有（幻本無有字）兩丞及御史員十五人兩（南化梅本兩作而）丞無史蓋史是御史如誤也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［治之有絶］　滝一一、四

○按未發治之乃有所絶【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［以錯故］　滝一一、一〇

○謂錯削諸侯也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［從史適爲守益校尉司］　滝一二、九

○從史爲守益校尉之司馬也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［乃悉以其裝齎置二石醇醪］　滝一二、一〇

○醪音牢醪汁今之酒【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［且緩急人所有］　滝一四、五

○凡言　　人世之中不能無緩急—事

●凡—（南化幻梅本有言字）人世之中不能無緩急之變（南化幻梅本變作事）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［不以親爲解］　滝一四、六

○言人有急叩門被呼則依　　父母爲　　解免　　也

●言人有急叩門被呼則依（梅本無依字）父母自（南化幻梅狩本自作爲）解說（南化幻梅狩本說作免）也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［不以存亡爲辭］　滝一四、七

○存謂辭有　事故也亡謂出不在家也

●存謂辭以（南化幻梅本以作有）事故也亡謂出不在家也

【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［獨季心劇孟耳］　滝一四、九

○言二子救人之急如父母耳文穎曰心季布弟也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

※水沢氏は「按據南化本標記則文穎曰以下八字提行疑非正義佚文」と述べているが、金本では「文穎曰」以下の注文は、改行されることなく「言二子救人之急如父母耳」に続けて書き入れられている。ただし、金本には朱によって標点が打たれており、この前後が別の注釈である旨が明示されている。

［詔以爲太子舍人門大夫家令］　滝一六、一〇

○太子漢書作天子也【南化】【梅】

［莫敢難］　滝一八、九

○集―　作襍音雜

高諺云雜集也

●集本（南化幻梅狩本無本字）作襍音雜（南化狩瀧本無音雜二字）高諺云襍集也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［謁見上］　滝一九、一〇

○百官表云郎中令屬官有謁者秩比六百石謁者有僕射秩比千石【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［引義忼慨］　滝二一、三

●傳會上音附言善爲附近而會時也――――――

○傳會上音附言善爲附近而會時也――――――

附著合會也（梅本無張晏以下十字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［說難行哉］　滝二一、六

○謂殺晁錯【南化】【梅】

巻百二　張釋之馮唐列伝第四十二

［令今可施行也］　滝三、八

○卑之謂■■　■事令■　施行者也

●卑之謂依附（幻本無附字）時事令可（南化本可作耳）施行者也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［上問上林尉諸禽獸簿］　滝四、二

○上林尉屬―　　水―

也

●上林尉屬丞（幻梅本無丞字）水衡（狩瀧川本無水衡二字梅本無衡字）也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［陛下何以加其法乎］　滝一〇、一

○按釋之言盜長陵一掬土與盜環罪等用以比之令帝詳審■■■下何以加其■■■　　張晏云不■■言故―取―　　譬■■■鄙不解義理之甚裴氏引之重爲錯也

●按釋之言盜長陵一掬土與盜環罪等用以比之令帝詳審故云陛下何以加其法乎故（狩瀧本無故字）張晏云不欲指言故以取土（梅本無土字）譬一何疎鄙不解義理之甚裴氏引之重爲錯也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

巻百三　万石張叔列伝第四十三

［對案不食］　滝四、二

○案謂盤案【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［以爲常］　滝五、七

○牏音投　　中裙謂中衣今之裩　　閉

也晉灼云今世謂反

小袖衫爲侯牏比最廁近身之衣也顏師古云

親謂父也君衣

若今言中衣也廁牏近身之小衫若今汗衫也

晉顏之說是也他並非故不抄

●牏音投（野本無上三字）中裙謂中衣今之裙（南化幻梅狩本裙作裩）也晉灼云今世謂半（南化幻梅狩本半作反）閉（幻狩本閉作閑）小袖衫爲侯牏比最廁近身之衣也顏師古云（南化幻本無古云二字而梅本無云字）親謂父也中裙（梅本中裙二字作君衣）若今言中衣也廁牏近身之小衫若今汗衫也

―――――――――――（野本無晉灼以下五十字）【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】

※「晉顏之說是也他並非故不抄」の部分は、金本ではこれ以前の注文に、改行を挟まず直接繋げて書き入れられている。南化本も同様。

［事不關決於丞相］　滝八、八

○倪寛千■■也治尚書■■―　　孔安國

■無資用常爲弟子都養時行賃作■經而鋤射
策補掌故歴位左内史御史大夫而卒
●倪寛千乘人也治尚書受業於（南化幻梅本無於字）孔安國
貧無資用常爲弟子都養時行賃作帶經而鋤射（梅本無射字）
策補掌故歴位左内史御史大夫而卒【南化】【幻】【梅】【狩】
【瀧】
［醇謹無他］　滝一一、三
○唯醇而已■■伎能也
●性醇謹－無他伎能也（南化幻梅狩本此八字作唯醇而已無
他伎能八字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［不與他將爭］　滝一二、五
○蒙謂覆蔽－
●蒙謂覆蔽之（南化幻梅本無之字）【南化】【幻】【梅】【狩】
【瀧】

巻百四　田叔列伝第四十四

［無傷也］　滝九、八
○說文云傷憂
●說文－傷憂【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

巻百五　扁鵲倉公列伝第四十五

［當知物矣］　滝三、六
○謂以器物高承天露之水飲藥也【南化】【幻】【梅】【狩】
【瀧】
［先生得無誕之乎何以言太子可生也］　滝八、八
○誕欺也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［偏國寡臣幸甚］　滝一二、一〇
○幸而舉之謂活太子也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［菑川王美人懷子而不乳］　滝四〇、一〇
○人及鳥生子曰乳獸曰産
●人及鳥生子曰乳乳曰産【南化】
※「乳曰産」は、南化本も「獸曰産」に作る。
［嗇而不屬］　滝四五、五
○嗇音色不滑也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】
［則邪氣辟矣］　滝五〇、二
○辟言　辟除　惡氣

也劉伯莊云辟猶聚也恐非其理也

●辟言（幻本無上二字）辟—（南化本辟下有除字）惡風（梅本風作氣）也劉伯莊云辟栖聚也恐非其理也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［誠恐吏以除拘臣意也］　滝五四、五

○恐除　爲吏拗　擊之　時諸侯得自拜除官吏也

●恐—（幻梅狩本有除字）爲吏拘（梅本拘作拗）擊之（南化幻本之作也）時諸侯得自拜除官吏也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［五診］　滝五九、五

○五診謂診五臟之脈【南化】【幻】【梅】【狩】

巻百六　呉王濞列伝第四十六

［聽讒賊］　滝一〇、五

○————言被邪臣裝飾

●飾於邪臣言被邪臣裝飾【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［猶懼不見釋］　滝一〇、一〇

○脅歛也竦■■■重足也

●脅歛也竦體也累重足也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［安得不戴］　滝一一、八

○瞿音句【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［而愁勞聖人之所以起也］　滝一二、一

○孔文　祥云案唯　愁勞則有聖人也

●孔文（梅本文作父）祥曰按唯（瀧本無唯字）愁勞則有聖人也【南化】【幻】【梅】【瀧】

［彷徉天下］　滝一二、三

○彷佯　猶依倚也漢書作方洋　師古曰方洋　猶翺翔也

●彷徉（梅本徉作佯）猶依倚也漢書作方洋（幻本洋作佯）師古曰方洋（幻本洋作祥）猶翺翔也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［遂發兵西］　滝一三、七

○言膠西同■王先起兵

●言膠西同呉王先起兵【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［欲一有所出之久矣］　滝一六、九

○—　　師古曰—發兵集義

謂泄出其怨意

●出（南化本無出字）師古曰謂發兵集義（南化瀧本無上八字）謂泄出其怨意【南化】【梅】【瀧】

※水沢氏は「按南化梅本不冠正義曰三字疑非正義佚文」と述べる。金本の注文にも「正義曰」は冠されていない。

［須以從事］　滝二八、七

○待王定計以行之

●待王定計以行事（南化幻梅狩本事作之）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

巻百七　魏其武安侯列伝第四十七

［難以爲相持重］　滝五、七

○易以■反言自多簡易之行也前—　　無

如竇嬰賢而張晏■　　輕易之

行末　　知甚矣

●易以豉反言自多簡易之行也前云（南化本無云字）毋（南化幻梅本毋作無）如竇嬰賢而張晏云（幻本云作之）輕易之行末（幻本未作本）知甚矣【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［學盤盂諸書］　滝六、五

○晉灼曰按藝文志孟説是也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［故徙夫爲淮陽太守］　滝一三、八

○言淮陽天下交會處而兵■勁

●言淮陽天下交會處而兵又勁【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［將軍旦日蚤臨］　滝一六、一

○解紀買反謂辭之也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［受淮南王金與語言］　滝一八、三

○姦利爲姦惡而求利【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［餘半膝席］　滝一八、九

○蘇説是也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［屬之］　滝一九、二

○屬音燭屬付也重付合盡【南化】【梅】

［仲孺獨不爲李將軍地乎］　滝二〇、一

○按地猶材地云　　人有材能若廣材地故

云材地二人　　俱東西宮毀程

能不損李將軍之　　材地也

●按地猶材地二（南化幻梅本二作云）人有材能若廣材地故

云材地二人（幻狩瀧本無有材以下十三字）俱東西宮毀程（幻本程作稚）能不損李將軍之（狩瀧本無之字）材地也

【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［擊居室］　滝二〇、九

○居室署名也官屬名武帝改爲曰保宮

●居室署名也官屬名武帝改爲－保宮（狩本無武帝以下六字）

【南化】【幻】【梅】【狩】

［而欲有大功］　滝二二、六

○按大功謂爲天子也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［侵犯骨肉］　滝二三、三

○凌轢謂蹈踐之【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［欺謾］　滝二五、九

○－－以文簿責問之

●簿責以文簿責問之【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

○以不對簿爲【南化】【幻】【梅】【狩】

［欲死］　滝二六、一〇

○字作痱風病小腫也又音蒲罪反瘠　也

●－－痱風病小腫也又音蒲罪反瘠（南化幻梅本瘠作瘦）也

【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

巻百八　韓長孺列伝第四十八

［橈明法］　滝七、二

○橈曲也【南化】【幻】【謙】【野】【瀧】

巻百十一　衛將軍驃騎列伝第五十一

［傅校獲王］　滝一〇、一〇

○校者營壘■■■■■軍之一■■■■■

●校者營壘之稱故謂軍之一部謂一校也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［大將軍姊霍去病］　滝一四、六

○徐廣云姊卽少兒【南化】【幻】【梅】

※金本では「徐廣云姊卽少兒」の後に、「漢書云其父霍■孺先與少兒私通去病及衛皇后尊少兒更爲■事陳掌妻也」という一文が、改行を挟まず直接続いている。南化本も同様である。

［爲剽姚校尉］　滝一四、八

○票姚勁疾之貌荀悅漢紀作票鷂字去病後爲票騎將軍尚取票

姚之一字今讀飄遙—　則不當其義也

●票姚勁疾之貌荀悅漢紀作票鷂字去病後爲票騎將軍尚取票姚之一字今讀飄遙音（南化幻梅本無音）則不當其義也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［斬單于大父行籍若侯產］　滝一五、四

○大父行　反謂祖父行流　胡郎反—胡浪

●——行（南化幻梅本行上有大父）胡郎反又胡浪（南化幻本浪作郎）反謂祖父行流【南化】【幻】【梅】【瀧】

［及相國都尉］　滝一七、一〇

○金甲卽鐵甲也能誅斬也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［皆爲大司馬］　滝三〇、四

○位字屬下句　以位字冠大將軍驃騎者明二將軍皆兼大司馬以　其功等百官表云元狩四年初置大司馬冠冠軍將軍　之號

顏師古云冠者加於其上爲共　一官也

●位字屬下讀（南化幻本讀作句）以位字冠大將軍驃（幻本無驃）騎者明二將軍皆兼大司馬以（梅本以下有重）其功等百官表云元狩四年初置大司馬—冠軍將軍（幻本無軍）之號

顏師古云冠者加於其上爲大（南化幻梅本大作共）一官也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

卷百十二　平津公主父列伝第五十二

［天子擢弘對爲第一］　滝四、三

○其策在漢書弘傳此一節今在緣飾字上也【南化】【梅】

卷百十三　南越列伝第五十三

［與中國侔］　滝六、一

○纛音導又音■薛綜　云纛

■■　■尾置爲頭上也

●纛音導又音獨薛□（南化本綜）云纛（南化梅本纛作毒蟲）以旄（幻本旄作旌）牛尾置馬頭上也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［立明王長男越妻子術陽侯建德爲王］　滝一四、二

○術陽侯漢所封也

●術陽侯漢所封—【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

［今呂嘉建德等反］　滝一五、三
○謂識密之臣事見春秋【梅】

巻百十五　朝鮮列伝第五十五

［都王險］　滝三、五
○臣瓚■主險　　在樂浪郡也
●臣瓚曰主險（南化險下有城字）在樂浪郡也【南化】【幻】【梅】【謙】【狩】【瀧】

［又擁閼不通］　滝四、三
○後漢書朝鮮有三韓一曰馬韓二曰辰韓三曰弁韓魏志云韓有帶方閩　　東西以海爲
限南與一接　　方可四千里馬韓
在西辰韓在中弁韓在東括地志曰新羅百濟在西馬韓之地雜
羅在東辰韓弁韓之地也
●後漢書朝鮮有三韓一曰馬韓二曰辰韓三曰弁韓魏志云韓有帶方國（南化幻梅本國作閩）東西以海一（南化梅本海下有爲）限南與倭接（南化幻梅倭接二字作接）方可四千里馬韓在西辰韓在中弁韓在東括地志曰新羅百濟在西馬韓之地雜（南化梅本雜作新）羅在東辰韓弁韓之地也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

※水沢氏は「古本標記魏志云括地志曰竝提行疑非正義」と述べているが、金本も諸本と同様に、「魏志云～」「括地志曰～」の前で行が改められている。水沢氏の説を是とすべきであろう。

［使濟南太守公孫遂往征之有便宜得以從事］　滝七、七
○征之　　漢書作正之
是
●征一（南化幻梅謙本有之字而下爲字作之字）漢書作正爲是【南化】【幻】【梅】【謙】【狩】【瀧】

［王又不肯降］　滝八、五
○已上至路人凡四人【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【瀧】
※水沢氏は「按南化梅本標記亦有此注漢書音義曰凡四人十字」と述べる。金本でも、「此注漢書音義曰凡四人」という注文が、「已上至路人凡四人」の後に改行を挟むことなく直接続いており、この部分も正義佚文である可能性が想定される。なお、南化本では「此注」以下は朱で書き入れられているが、金本では黒墨で書かれている。

三、『史記正義』佚文校訂における斯道文庫蔵『史記題評』本の価値について

以上、巻九十一「黥布列伝」から巻百十五「朝鮮列伝」までにわたって、斯道文庫蔵『史記題評』書入れの『正義』佚文部分を翻刻した。今回は、斯道文庫蔵本に見られる『正義』佚文のうち、量的には中間に位置する約三分の一程度を公開したに過ぎない。しかしそれでも、金本（斯道文庫蔵『史記題評』）の『正義』佚文の価値・性格が、ある程度は明らかになったと思われるので、最後にそれについて述べたい。

金本の『正義』佚文の特徴については、すでに拙稿においてごく簡単ではあるが言及しているので[5]、そちらを参照していただきたいが、今その要点だけを取り出せば、以下の三つになる。

一、滝川、水沢両氏未発表の佚文を含むこと。

二、滝川・水沢両氏収集の『正義』佚文に対する校訂作業に、金本の益する所が大であること。

三、金本の『史記正義』佚文が、南化、狩、幻、梅本と相似してお り、特に梅本との類似性が極めて高いこと。

本節では、以上三点のうち、「二、滝川・水沢両氏収集の『正義』佚文に対する校訂作業に、金本の益する所が大であること」について少し詳しく論じてみたい。

『史記正義』佚文に対して最初に本格的な調査を行ったのが、我が国の滝川亀太郎氏であったことは、よく知られている。氏は本邦に残る古抄本や、刊本の欄外標記に見える『正義』佚文を収集し、『史記会注考証』において公表した[6]。

氏の『正義』佚文収集という学問的業績の偉大さについては今さら言を用いるまでもないが、しかし氏の発表した成果は、必ずしも全面的な称賛のみをもって受け入れられた訳ではなかった。魯実先氏を始めとして、主に大陸の研究者数氏が、滝川氏の収集した『正義』佚文に対して批判的意見を述べたのである。

水沢氏は、その一々を取り上げて再反論を試み、滝川氏の業績を弁護しているが[7]、しかしその水沢氏自身も、滝川氏収集の『正義』佚文に対して決して無批判であった訳ではなかった。水沢氏は滝川氏の『正義』佚文について計五つの問題点があることを指摘し、それぞれについて論考を加えているが、今、そ

のうち特に注文のテキストそのものに関するもの二点のみを示しておく。

（A）拾集操作の上に厳密性を欠く

（B）拾集された「正義」佚文の校訂が充分でない

（A）について、水沢氏はさらに、

一、「正義曰」を冠しない〝書き入れ〟までも、正義佚文と認めて拾集されている

二、「正義曰」を冠せらていても、注意して判読しないとそれが〝書き入れ〟のどの部分までを含めているのか不明の場合があるが、博士はたまたま不注意に判読されて、「正義曰」に含まれることのない〝書き入れ〟までも、正義佚文と認めて拾集されている。

三、文字そのものの判読のまちがいもいくらか見られる。

と細かく分析している。

また、（B）についても水沢氏は、「博士拾集の正義佚文の中で漢書注と重複するもの、旧正義と重複するものなどは、それぞれ漢書注や旧正義と校勘、校訂すべきであった」と述べている。[8]

水沢氏の言う滝川本（『史記会注考証』）『正義』佚文の問題点のうち、特に注文のテキストに関するものについて、具体例を挙げてもう少し詳しく説明してみたい。

例えば、ある『史記正義』佚文には、「諸本のテキストが完全に一致しているが、滝川本だけに異同がある」というケースがある。その一例として、水沢本の「樗里子甘茂列伝」にある次の『正義』佚文を挙げる。

●張唐爲卿故曰張卿（南化幻梅狩本無上四字）【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】[9]

水沢氏の校勘によれば、南化、幻、梅、狩四本には「故曰張卿」の四文字は書き入れられていない。言うまでもないことだが、これは逆に考えれば、滝川本のみにこの四文字が記載されているという事である。ちなみに金本も、この部分は、滝川本以外の諸本と同様に「張唐爲卿」となっている。これなどは、滝川

氏が本来『正義』佚文ではないものを佚文と見なして記載したことによる誤りと考えるのが妥当であろう。

この他にも、例えば「傅靳蒯成列伝」には、

●擊秦軍於南亳（南化梅狩本有故字）縣（南化梅狩本縣字作城）之南開封縣之東北也【南化】【梅】【狩】【瀧[10]】

とあるが、これも南化、梅、狩、金本の四本は「擊秦軍於南亳故城之南開封縣之東北也」（傍点筆者）と作っており、滝川本の佚文のみ、テキストが異なっている。更には、「劉敬叔孫通列伝」に、

●百官公卿表云叔孫通高祖七年爲奉常至景帝中六年始改奉常爲太常（南化幻梅狩本無上五字而有復爲太常四字）按云太常以修史時言也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧[11]】

とあるが、これについても、南化、幻、梅、狩、金本の五本は、「百官公卿表云叔孫通高祖七年爲奉常至景帝中六年復爲太常按云太常以修史時言也」（傍点筆者）と作っている。これらも皆、滝川氏の誤りと考えるべきであろう。いま、僅か三例を挙げるに止めたが、同様の例は枚挙にいとまがない。

また、滝川氏所集の『正義』佚文を校訂している水沢氏自身にも、誤りがない訳では決してない。例えば、「伯夷列伝」には、次のような佚文がある。

●莊子云湯將伐桀因卞隨而謀卞隨曰非吾事也湯又因務光而謀務光曰非吾事也（南化梅各本無上十四字）［中略］【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧[12]】

この注文の「湯又因務光而謀務光曰非吾事也」の部分は、南化、梅本のみならず、幻、狩両本にも見られない。従ってこの部分を『正義』佚文として記載したのは、滝沢氏の誤りである可能性が高いが、水沢氏はそこまでの校勘は行っていない。なお、金本にも、この十四字は書き入れられていない。

同様の例は、他にもある。例えば「司馬相如列伝」には、次のような『正義』佚文がある。

●斯瀹國在蜀南解在西南夷傳【南化】【梅】【狩】【瀧[13]】

水沢氏はこれに対して、「南化梅本不冠正義曰三字」と校勘を記している。しかし、南化、梅本の二本だけでなく、狩本もこの注文には「正義曰」の三字が冠されていない。従って、この注は『正義』佚文ではないと考えられるのだが、水沢氏はそこまでは言及していない。なお、金本もこの部分には「正義曰」が見られない。

これも僅か二例を挙げたのみだが、この他にも同様の例は散見するのである。こうした滝川・水沢両氏の誤りを校訂する際に、諸本に見える『正義』佚文を参考にすることは言うまでもないが、その際、金本もその作業に益すること大であると考えられる。

四、おわりに

以上、金本書入れの『史記正義』佚文がもつ価値の一端について述べた。

筆者は、滝川・水沢氏が収集・校訂した『正義』佚文に間違いが見られることが、両氏の学問的業績の価値を損なうものでは決してないと考えている。しかし一方で、金本を初めとした諸本の書入れの系統や相関関係を決定する際に、『正義』佚文のみならず、それ以外の書き入れの諸本間の異同が、その有力な証拠となることも言うまでもない事実であろう。

滝川・水沢氏が収集・校訂した『正義』佚文に問題が全くない訳ではない以上、今一度正確な異同調査・校訂を行わない限り、諸本の書き入れの系統を明らかにすることは難しかろうし、更には『正義』佚文の価値自体の議論の客観性にも大いなる影響を与えるだろうと思われるが、これについては、稿を改めて論じることとしたい。

〔注〕

（1）巻九十の「魏豹彭越列伝」までの『正義』佚文翻刻については、拙稿「斯道文庫所蔵明刻本『史記題評』書入れ『史記正義』佚文の研究（上）」（『斯道文庫論集』第三十八輯　慶應義塾大学附属研究所斯道文庫　二〇〇四年二月）を参照されたい。

（2）一九三二～三四、東方文化学院　一九五六～六〇、史記会注考証校補刊行会訂正再版。

（3）一九五七～七〇、史記会注考証校補刊行会。

(4) 水沢利忠『史記正義の研究』(一九九四、汲古書院)所収。

(5) 前掲拙稿「斯道文庫所蔵明刻本『史記題評』書入れ『史記正義』佚文の研究(上)」参照。

(6) 滝川氏の『史記正義』佚文収集に関しては、前掲水沢史記会注考証校補』第九冊(一八一~一八四頁)や前掲小沢「史記正義佚存訂補」の解説に詳しいので、そちらを参照されたい。

(7) 滝川氏収集の『正義』佚文に対する批判と、それに対する水沢氏の再反論については、水沢利忠「史記之文献学的研究」(前掲『史記会注考証校補』第九冊所収)の第三節「史記正義佚文」(一八五~二一五頁)に詳しい。

(8) 滝川氏収集の『正義』佚文に対する水沢氏の批判の詳細については、前掲水沢「史記之文献学的研究」二一五~二一六頁参照。

(9) 前掲滝川『史記会注考証』巻七十一(第七冊)の二三頁と水沢『史記会注考証校補』巻七十一(第六冊)一〇頁を参照。なお、傍点は筆者による。

(10) 前掲滝川『史記会注考証』巻九十八(第八冊)四頁と前掲水沢『史記会注考証校補』巻九十八(第七冊)三頁を参照。なお、傍点は筆者による。

(11) 前掲滝川『史記会注考証』巻九十九(第八冊)一八頁と、前掲水沢『史記会注考証校補』巻九十九(第七冊)九頁を参照。なお、傍点は筆者による。

(12) 前掲滝川『史記会注考証』巻六十一(第七冊)六頁と前掲水沢『史記会注考証校補』巻六十一(第六冊)二頁を参照。なお、傍点は筆者。

(13) 前掲滝川『史記会注考証』巻百十七(第九冊)六六頁と、前掲水沢『史記会注考証校補』巻百十七(第七冊)七〇頁を参照。